

## 業務等質問回答書

提出日：令和8年5月7日

発注機関名	長野県長野地域振興局	公告日	令和8年4月10日
業務名 業務箇所名	令和8年度体験型観光デジタル活用促進業務 長野県長野地域振興局管内一円		
質問内容	<p>(1) 「インスタグラマー5名以上」の解釈について 仕様書ではショート動画制作本数を「10本以上」とし、公告では「想定するインスタグラマーの具体例を5名以上」とありますが、これは、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「最低5名以上のインスタグラマーを提案すること」</li> <li>・「同一インスタグラマーによる複数本投稿も可」</li> <li>・「10本=10名を必須とするものではない」</li> </ul> <p>という理解でよろしいでしょうか。</p> <p>(2) スタンプラリー広報物の設置範囲について仕様書では、ポスター・チラシ・カードの作成および「各広報物の設置」を行うこととされていますが、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 設置先の候補リストは県側で想定があるか</li> <li>② 受託者側で新規交渉・配送まで行う必要があるか</li> <li>③ 観光案内所等への発送費は委託費に含める想定か</li> </ol> <p>をご教示ください。</p> <p>(3) スタンプラリー景品費用の考え方について景品については「委託者と協議の上決定」とありますが、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 景品購入費は委託料内で計上する想定か</li> <li>② 協賛品等の活用でも問題ないか</li> </ol> <p>をご教示ください。</p> <p>(4) 動画の二次利用範囲について仕様書では、委託者が「本業務に関する場合に限り無償で二次利用できる」とありますが、以下について想定を確認したいです。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① SNS広告への転用</li> <li>② 長野県公式サイト以外（観光PRイベント等）での上映</li> <li>③ 翌年度以降の継続利用</li> </ol> <p>も「本業務に関する場合」に含まれる認識でよろしいでしょうか。</p> <p>(5) 景品設定金額の取扱いについて、説明会で用いた資料「(3) ④景品設定」において景品金額の例示がありますが、本金額は固定条件として想定されているものでしょうか。</p> <p>また、景品表示法等への配慮や事業効果を踏まえ、受託者提案として景品内容・金額構成を変更提案することは可能でしょうか。</p>		

<p>回 答</p>	<p>(1) 「仕様書(案)5(2)ウ」に記載のとおり、ショート動画を10本以上制作するのであれば、原則10名以上のインスタグラマーを選定いただくこととなります。ただし、業務をより効果的かつ効率的にするための理由等があれば、一人2本程度まで重複する可能性もあると考えています。</p> <p>また、「実施公告1(5)」において「5名以上」としたのは、提案段階で10人揃えていただく負担を軽減するためです。</p> <p>(2) 以下①～③のとおり</p> <p>① 県においても一部想定しています。(観光協会・駅等)</p> <p>② 提案内容やスポットの状況等を勘案し、新たに調整等を要する場合があります。配送に関しては「仕様書(案)5(1)エ(イ)」に記載のとおり、各スポットへの設置まで行っていただくことを想定しています。</p> <p>③ 発送等の設置に係る費用は委託料に計上します。</p> <p>(3) 以下①～②のとおり</p> <p>① 景品購入費は委託料に計上します。</p> <p>② 景品については、観光客のデジタルスタンプラリー参加意欲向上を目的として委託料に計上していることから、原則として購入いただくことを想定しています。</p> <p>なお、協賛品を活用する等のより効果的な景品設定が可能ならば、ご提案いただくことは妨げません。ただし、景品表示法等に抵触しない範囲に限ります。</p> <p>(4) 以下①～③のとおり</p> <p>① 長野地域振興局が実施するSNS広告である場合は含むものと考えます。</p> <p>② 長野地域振興局が観光PR等を行う場合は含むものと考えます。</p> <p>③ 年度を越えての利用は想定していません。なお、「仕様書(案)5(2)オ(キ)」に記載のとおり、長野県長野地域振興局ホームページへの掲載に当たってはこの限りではありません。</p> <p>上記①～③を含む二次利用の取扱いについて、より適切な取扱方法がございましたら、ご提案いただくことは妨げません。</p> <p>(5) 「説明資料(3)ア④」及び「『企画提案を求める内容について』説明会補足事項④」に記載の金額は、委託料に占める景品購入費のおおよその内訳を示したものであり、固定条件ではございません。</p> <p>また、説明会において提示した金額を逸脱しない範囲で、景品内容・金額構成の変更をご提案いただくことは妨げません。ただし、景品表示法等に抵触しない範囲に限ります。</p>
------------	--